

令和7年11月定例会 文教厚生委員会（付託）

令和7年12月12日（金）

〔委員会の概要 保健福祉部・病院局関係〕

出席委員

委員長	東条	恭子
副委員長	山西	国朗
委員	大塚	明廣
委員	元木	章生
委員	井川	龍二
委員	竹内	義了
委員	浪越	憲一
委員	岡	佑樹
委員	曾根	大志

議会事務局

議事課副課長	山田久美子
議事課課長補佐	一宮 ルミ
議事課主任	鷹取 加奈

説明者職氏名

〔保健福祉部〕

部長	福壽	由法
医務技監	鎌村	好孝
副部長	田上	賢児
次長（医療人材確保対策担当）	新田	哲弘
次長（健康福祉担当）	大西	秀城
保健福祉政策課長	美原	隆寛
地域共生推進課長	杉友	賞之
医療政策課長	藤坂	仁貴
医療政策課救急・災害医療対策室長	岡本	理恵
総合看護学校長	頭師	正彦
健康寿命推進課長	井原	香
健康寿命推進課国保運営室長	松浦	正治
感染症対策課長	佐藤	健司
薬務課長	高瀬	真紀
長寿いきがい課長	島田	准子
障がい福祉課長	杉生	忍
障がい者相談支援センター所長	川人	章博
発達障がい者総合支援センター所長	美保	圭祐

〔病院局〕

病院事業管理者	北畑 洋
局長	蛭原 淑文
副局長	岡本 光弘
総務課長	春木 達也
経営改革課長	柴田 浩史

保健福祉部

【報告事項】

- 公益財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会について（資料1）

病院局

【追加提出議案】（説明資料（その2））

- 議案第28号 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

【報告事項】

なし

東条恭子委員長

ただいまから文教厚生委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに議事に入ります。

これより保健福祉部・病院局関係の審査を行います。

保健福祉部・病院局関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、追加提出議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

福壽保健福祉部長

それでは、1点御報告させていただきます。

お手元のタブレットの保健福祉部資料1を御覧ください。

公益財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会（以下、「あいランド推進協議会」という。）についてでございます。

あいランド推進協議会は、ゴールドプランの推進機関として、平成元年の設立以来、高齢者の生きがいと健康づくりの推進等に係る事業を行ってまいりましたが、事業実施体制の強化に向け、今年度末で解散し、令和8年4月1日に社会福祉法人徳島県社会福祉協議会（以下、「県社会福祉協議会」という。）に事業譲渡、組織統合することとなりました。

あいランド推進協議会の事業は、県社会福祉協議会へ引き継がれ実施することになり、今後は、地域貢献活動など県社会福祉協議会のノウハウを生かし、時代のニーズに応じた長寿社会づくりをより効果的に進めてまいります。

報告は以上でございます。

御審議のほど、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

蛸原病院局長

それでは、11月定例会に追加提出いたしております病院局関係の案件について、御説明申し上げます。

お手元の病院局関係の文教厚生委員会説明資料（その2）の3ページを御覧ください。

今回、条例案といたしまして、病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の御審議をお願いいたしております。

これは、知事部局等に係る職員の給与に関する条例等の一部が改正され、在宅勤務等手当が新設されることに鑑み、所要の改正を行うものでございます。

提出案件につきましては、以上でございます。

なお、報告事項はございません。

御審議について、よろしくお願ひ申し上げます。

東条恭子委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

大塚明廣委員

看護、それから介護についてお聞きしたいと思います。

いろいろ生活し、年を取るにつれて、ずっと健康であったらいいのですが病気にもかかります。怪我も含めていろいろ起こるのですけれども、まず看護を実施するに当たり、そこにおられる職員の方々、特に看護職員の方々の県内の状況について、概要を伺いたいと思っております。

国全体として看護におきましても不足感というのをよく言われるのですが、県内の看護師不足についてはどう認識されているのか、まず最初にお伺いしたいと思います。

藤坂医療政策課長

ただいま大塚委員より、県内の看護師の就業状況でありますとか不足の状況についての御質問を頂きました。

県内の看護職員の就業状況につきましては、2年ごとに実施しております看護職員等業務従事者届により把握しております。本県では令和4年度に1万3,488人とそれまでは増加が続いておりましたが、直近の令和6年度では1万3,447人と僅かではございますが減少に転じたところでございます。

特に今回の調査結果では、35歳未満の看護職員について、人口10万人当たり、徳島県は419.5人で、全国が394.1人でそれよりは多い状況でございましたが、県内の看護職員の全体に占めます35歳未満の構成割合が21.4%ということで全国ワーストの状況となっております。

また県では、現場の実態を把握するため、県内の看護職員が従事する施設に対しまして

看護職員等の確保に関するアンケート調査を実施しておりまして、令和7年度の調査では198施設から協力いただいて回答いただいたところがございます。

この調査結果からは、採用目標に対しまして採用実績が届いてない状況でありますとか、人件費等を考慮しない状況という条件で追加の職員が必要かといった質問に対しては、1施設平均で看護師については2名程度必要であるといった回答を頂くなど、退職者の補充でありますとか、施設配置基準の遵守でありますとか看護サービスの充実、また業務負担の軽減、慢性的な人員不足などのために看護職員の確保を必要としている状況が確認されたところがございます。

急速な少子高齢化の進行や医療の高度化、在宅医療の推進など、医療需要がますます高まる中、それを支える看護職員の安定的な確保は喫緊の課題と認識いたしております。

大塚明廣委員

令和6年度におきまして、僅かですが減少していることと、全国と比べまして若い35歳未満の割合がワーストということです。実際に私の周りで働いていただいている看護職員の方は、私も年配なのですけれども私より年上の方もおられます。そうしないと実は間に合わないのです。本当に足りない。

ずっと以前は、65歳を過ぎたらとか、頑張っている方でも70歳を過ぎたら職を離れていたわけですけど、それではどうも足りないから、お元気な方は、私は77歳なのですけれども、私と同年齢か、場合によったら私より年上の看護師さんにも頑張ってもらっています。そうしないと実は間に合わないのです。

高齢の看護師さんが多いわけですから、体調不良もありますし、急に明日は来られないということが起こるわけです。そういう面で、基本的な看護師不足が県内で実際に認められるのです。数からいえばどうにかということですけども、実は高齢の方に非常に無理して出てきていただいているというのが現状なのです。

それをできるだけ補うということですが若い看護師さんをとると思うのですが、地方は医療人材が多いところと言われてはいますが、実際徳島県においては看護師さんの不足というのは結構厳しいものがあります。

方法論として、いろいろあると思うのですが、今、外国の方に看護師さんをお願いするという状況が出てきております。

県内の状況を教えていただけたらと思います。

藤坂医療政策課長

ただいま、外国人材の看護分野における活用ということで御質問を頂きました。

外国人看護人材の就業につきましては、就労が認められます在留資格の医療として就業している場合のほか、介護分野において受け入れます1号特定技能外国人が病院等で看護補助者として就業される場合でありますとか、EPA、経済連携協定に基づく外国人看護師候補者等の受入れがございます。

このうちEPAに基づく外国人看護師候補者等の受入れについては、経済活動の連携強化の観点から2国間の協定に基づき法的な枠組みで特例的に行うものでございまして、候補者として3年間の滞在期間の間に国家資格を取得し、引き続き日本に滞在し就労するこ

とを目的とした制度でございます。

本県におきましては、受入施設に対しまして就労に必要な日本語能力向上の研修に要する経費でありますとか、国家試験の取得に向けた研修支援体制に要する経費について、国庫補助の採択を受けて補助を行っているところでございます。

また、県内の受入状況につきましては、令和6年度末までに累計で40名の方を受け入れておりまして、本年12月5日現在では5名の方が在籍している状況でございます。

なお、これまで40名の方のうち10名が看護師資格に合格し、准看護師の試験についても19名が合格されている状況でございます。

大塚明廣委員

2国間協定、EPAに基づく外国人看護師候補者や外国人介護福祉士候補者の受入れについて、そういうふうにやられるわけですけれども、今のお話の中で、そういうことで実際に来られまして日本の看護師資格に合格なさった方が10名おいでということなのですが、今その方は日本とか県内とかで働いておられるということでしょうか。

藤坂医療政策課長

先ほど10名の方が看護師資格に合格、准看護師試験に19名合格とお答えさせていただき、現在5名の方が働かれているということですが、その合格した人が働いている方かどうかというところまでは把握できておりません。

大塚明廣委員

実は、日本の看護師さんについても、高看とか出られても県内への定着率が結構良くないのです。

その中で、准看護師さんはどちらかというと定着率が良いのですけれども、准看護師さんは19名合格されているということなので、この方々は県内にとどまっておられるのですか。分かる範囲で結構です。

藤坂医療政策課長

看護師、准看護師含めて5名ということでございますので、その5名の内訳までは把握できておりません。

大塚明廣委員

看護師さんについて、日本人の方でも准看護師さんは看護師さんと比べて非常に定着率が良いのです。

今日、このことについてお聞きする予定ではなかったのですが、実は准看護師の養成学校として三好市に医師会立のものがございます。実は今、存続の危機にあるわけですけれども、それは希望者が段々少なくなっている点とか、昔は教育面での経済的な、いろんなものを含めて、その支援を三好市医師会でやられていたが、それもなかなか厳しくなって現在、三好市からも負担ということでやられています。

ただ、それも厳しくて、でも准看護師を養成した場合は、非常に地域への定着率が良い

のです。

このことについて、そんなに深くはお聞きしないのですが、三好とか、県南とか、そういう場所における准看護師の養成場所が、お金の問題なんかで経営の危機に直面しているのですけれども、できるだけ存続していく方向で是非、応援していただけたらと思っております。

次に看護師の確保対策について、今、言っているように非常に高齢化が進んでいるということは、その中で休まれる場合も多いし、きちんとした安定的な看護師供給とはいえないと思うので、今後その取組として具体的にどのようにやっていこうと考えているのか、お答えいただきたいと思います。

藤坂医療政策課長

今後の看護師の確保対策をどのように進めるのかとの御質問を頂きました。

県では看護職員の就業の支援でありますとか県内定着の促進、資質向上など、県の看護協会や医療機関との連携の下、各種事業を推進しております。

具体的に申しますと、看護職が若者から選ばれる職業となるように小学生から高校生を対象としました出前講座でありますとか、中高生による座談会、看護職になるための高校生への進路指導、進路説明会の開催など、また広報としては、県内の看護師等の学校養成所や支援制度の情報をまとめた進学情報誌の配布でありますとか、県の広報紙のOUR徳島での広報など、看護職の魅力発信や情報発信に努めているところでございます。

また、今年度は看護師等修学資金貸与制度の新規貸与枠について倍増いたしましたほか、医療版のワーケーションでありますとか移住支援金制度の創設など、看護人材の獲得に積極的に取り組んでいるところでございます。

さらに、さきの9月補正により看護職員の処遇改善に向けまして、賃上げを含みます勤務環境改善に積極的に取り組む医療機関への補助制度を創設したところでございます。

今後とも、公益社団法人徳島県看護協会をはじめ関係機関と連携しまして、看護職を目指す方に看護職の魅力が伝わるよう広報を展開しますとともに、現場の看護職員の意見を施策に反映しながら、将来の本県医療を支える看護職員の安定的な養成、確保が図られるよう取り組んでいきたいと考えております。

大塚明廣委員

人間が生きて、十分にきちんと生き切れるというか、人生を全うするために、必ず病気、怪我というのが発生するわけです。そのとき、それにきちんと対応できることが非常に大事なことなのです。

そういう中で今、看護職員の方がきちんと県内に定着して、働きやすい環境で、給与面も含めていろいろ医療の部分の条件面をそろえていただいて、徳島県内で看護職員の方が定着していただけるようお願いしたいと思っております。

次に介護職員についてお尋ねしたいのですが、看護職員と全く同等以上、同等以上といえますか、本当にいてもらえないと何もできません。

そういう中で、県内の介護人材の状況について、私は不足していると考えているのですが、不足に対しての御認識についてお尋ねしたいと思っております。

島田長寿いきがい課長

介護人材の不足に対する認識について御質問を頂きました。

本県の高齢化率は上昇を続けておりまして、令和6年10月1日現在の推計人口では35.7%と全国平均の29.3%を大幅に上回っております。

また、介護が必要となる割合が高い75歳以上の人口は、令和12年頃にピークを迎えると推計されておりまして、今後も介護サービスの需要の増大が見込まれているところでございます。

公益財団法人介護労働安定センターが実施しました令和6年度介護労働実態調査によりますと、従業員が不足していると回答した県内の介護事業所は、やや不足を含めると約半数に上り、現状で介護人材は不足していると認識しております。

また、今後も介護人材が不足すると懸念しており、とくしま高齢者いきいきプランでは、令和22年時点で1,872人の介護職員が不足すると予測しておりまして、今後、介護人材の確保に向けてしっかりと取り組んでいく必要があると認識しております。

大塚明廣委員

介護については私も実は二つ施設と関わりがありまして、実際に働いている現場をつぶさに見ています。それも夜間とか人が少なくなったときの介護の方の仕事とか、つぶさに見ているのですが、非常に厳しいです。

若い方も結構おいでしてくれるのですが、かなり高齢の方もおいでしておりますし、実際に介護現場に行きますと、介助するとどうしても体を使って、かなり筋力が要ったり、腰を使ったりとか、そういうことが日常茶飯事であります。体力的なことでの問題とかいろいろありまして、非常に厳しい職場なんです。それも夜間が結構多いわけです。

今、御報告があったようにこういった慢性的な不足は県内でも実際あるわけです。それで潰れてしまうと本当に大変なことが起こります。

一つ例を挙げますけど、いろんな条件で家で介護しなければいけない状況は、ときに起こるわけです。急に自分のお父さん、お母さん、高齢の人が倒れたりとか、認知症の症状を起こした場合、なかなか家で3日見ることができないのです。

昼も夜も排便、排尿のこともありますけれども、常に体を動かさなければいけないと、夜も寝る間がないと、3日やったら倒れるといわれています。

どうしても介護施設に入れることができなくてそれを続けざるを得ない場合、皆さん方も御承知のように、最悪の介護殺人とかが起こるわけです。それぐらい普通の状況とは全く違う状況で、世話している方は自分の両親であったり、非常に大事な方が多い。

しかし、その介護の現場は普通の状況とは全く異質で、非常に厳しい状況で介護しなければいけないのです。頭がおかしくなる。体もおかしくなっていくということで、到底考えられないような介護殺人が実際起こるわけです。そういう厳しい状況があるわけです。

介護施設におきまして、それと近い状況で、精神的、肉体的に重労働であるわけです。

介護人材につきまして県内でも不足ということですが、外国人材の活用について、県内において、どのような状況になっているかをまずお尋ねしたいと思います。

島田長寿いきがい課長

介護分野における外国人材の状況についてでございます。

徳島労働局が公表しました令和6年10月末現在の徳島県における外国人雇用状況の届出状況によりますと、社会保険・社会福祉・介護事業で従事している外国人労働者数は全体で574名でございます。

大塚明廣委員

国別ではどうなのですか。分かりますか。

島田長寿いきがい課長

国籍、国別は、同じく徳島労働局が公表した令和6年10月現在の状況でございますが、医療・福祉分野での人数とは異なりますが、インドネシアが最も多く321人、続いてフィリピンが198人、ミャンマーが166人の順となっております。

大塚明廣委員

外国の方に大分入っていただいています。私の知っているところも外国の方がおいでしてくれているのですが、うちの場合はインドネシアの方が多いのですが、優秀ですばらしいとか、元気な方、それから理知的な方、意欲とかすばらしい方がたくさんおいでしてくれています。

大事にしなければいけないと思っているわけでございますけれども、これに対して県からの支援とかいうのはあるのでしょうか。

島田長寿いきがい課長

県からの外国人介護人材への支援についての御質問でございます。

県におきましては、新たな担い手となる外国人介護人材を介護施設等で円滑に受け入れ、定着が図れるように取り組んでいるところでございます。

具体的には、外国人採用にまだ踏み切れていない事業所に対し、受入れに関する不安や疑問の解消に向けまして、外国人介護人材受入準備セミナーの開催でありますとか、就労中の外国人介護人材の勤務風景を見学でき、直接対話できる外国人介護人材受入施設見学会の開催、また県内で働いている外国人介護職員へのサポートといたしまして、介護技術の向上でありますとか、介護で使う日本語指導に加え、本県の文化等に触れる機会を提供するような研修会の開催でありますとか、外国人職員を指導している職員さんへのサポートといたしまして、対応力や指導力向上に向けた研修会の開催などを実施しているところでございます。

また、介護施設が実施しております日本語学習や生活支援など外国人職員の定着に向けた取組に係る経費に対して補助を行っております。

大塚明廣委員

いろいろ補助、応援していただいているところですが、定着が大事なのです。定着に向けて、今言った応援、補助を是非引き続きお願いしていただきたいと思っております。

それと給与の問題ですけれども、外国人労働者の労働条件での不満なんかを調査されたことはあるのでしょうか。

島田長寿いきがい課長

介護労働者の不満等について、外国人労働者というところでの調査はないところでございますが、介護労働者全体といたしまして令和6年度介護労働実態調査がございまして、その調査によりますと、介護労働者の労働条件等の不満では、人手が足りないでありますとか、仕事内容の割に賃金が低い、また身体的な負担が大きいなどが調査結果として出ているところでございます。

大塚明廣委員

体のこととか給与の問題は常に付いて回ることだと思います。

今後、引き続き介護現場が安定的な状況で続いていってもらわないと大変なことが起こるわけですけれども、介護人材の確保対策について、さらに全体的に、具体的にどのような取組を行っているのかということと、今後更にどのようにしていくのかについて、分かる範囲でいいですからお答え願いたいと思います。

島田長寿いきがい課長

介護人材の確保に向けた具体的な施策でございます。

先ほど御説明いたしました外国人介護人材の確保策に加えまして、介護職員の処遇の改善でありますとか、職場環境の改善にも取り組んでいるところでございます。

事業所の処遇改善加算の取得を支援するために、社会保険労務士などの専門家を介護事業所に派遣する事業でございまして、この度の9月補正予算を活用いたしまして、中山間地域への訪問介護事業者への緊急的支援などを実施しております。

また、介護現場の生産性向上に向けましては、ワンストップ型の相談窓口となるとくしま介護現場DXサポートセンターを本年1月に開設するとともに、介護ロボットやICT機器などの導入に係る経費の補助を行っているところでございます。

今後は、国の総合経済対策の予算案等についての情報を集めまして、こちらにも迅速に対応できるように取り組んでいくなど、介護人材の確保に向けてしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

大塚明廣委員

非常に大事な点ですので、国もいろいろ対策をやられていると思うのですがけれども、徳島県としても特に介護人材確保については本当に大事なところなのです。

総合的にいろいろ調べていただいて、早めに措置ができる体制を、是非最大限の応援をしていただきたいと思います。

竹内義了委員

私からは、今、国で議論されています医療・介護等支援パッケージの内容について、介護と障がい福祉分野の支援についてお伺いいたします。

まず最初に、介護事業所等に対するサービス継続に関する支援と介護分野の職員の賃上げに関する支援について、既に国からメニューは示されていますが、このメニューについては、ほぼ行われるという方向で考えてよいのでしょうか。

美原保健福祉政策課長

ただいま竹内委員より、国の補正予算に対する県の対応につきまして御質問を頂きました。

去る11月28日、物価高対策や中小企業等の賃上げ環境整備などに対しまして、重点支援地方交付金の拡充や防災・減災・国土強靱化を推進する公共事業予算を盛り込んだ総額約18兆3,000億円の国経済対策補正予算案が閣議決定されまして、本日現在、国会において審議が続いているところでございます。

本県では、国補正予算案の情報収集に努めておりまして、厚生労働省におきまして、竹内委員お話しの医療・介護等支援パッケージが示され、介護事業所のサービス継続に関する支援でございますとか、介護分野職員の賃上げに関する支援など様々な事業が示されていることについては承知いたしております。

これら様々な事業のうち即時対応が可能なものにつきましては、今定例会の閉会日に県補正予算案の追加提出ができるよう、庁内において鋭意検討を進めているところでございます。

竹内義了委員

今、検討中ということで、是非よろしく申し上げます。

今お示しいただいた中で、賃上げに関する支援については、介護分野でいうと補正が通って、まず補正予算の中で12月から来年の5月までの賃上げをやられるということで、中身で見ますと、介護従事者に対する賃上げ支援が1万円、それから職場環境の改善ということで人件費に充てる分が4,000円で、12月から1万4,000円が上がるだろうと思うのです。今、国で予算が通って、それぞれ事業所から県に申請があつて、県から補助金という形で手続が流れると思うのですけれども、12月から5月の実績で精算するのか、どういう形で事業所に賃上げ分として渡るように考えたらいいのでしょうか。

島田長寿いきがい課長

この度の国の補正予算における介護分野の賃上げに関する支援事業の、実際のところの方法なのですが、まだ国等で要綱等が示されておりませんので、分からないというところでございます。

竹内義了委員

そうだろうと思います。いつの段階でどういう形でというのは今お答えができないのかも分かりませんが、12月からの賃上げを支援するという方向性が示されていますので、是非遅滞なく支援できるようにお願いしたいと思います。

障がい福祉分野に関しても同額1万円で12月から5月ということですので、これもお答えとしては多分同じ形になるのだらうと思いますので対応をお願いしたいのですが、賃上

げ部分も、いわゆる事業所への支援も、ほとんどが国から都道府県を通して事業所へ補助金が出る仕組みになっていますので、逆に心配します。

これだけの事務量がどのくらいになるのかは想像できませんが、来年それぞれ、障がい福祉部分も介護部分も臨時の報酬改定が行われるだろうと思いますけれども、これは相当大変な時期が続くのだろうと思いますので、その辺はしっかりと体制を組んでいただけてほしいと思います。障がい者施設それから介護施設もそうですけれども、全産業平均から比べると本当に額が離れているということで、1万円、1万数千円程度の支援では、まだ人材の流出が続くのではないかと懸念を持っています。

繰り返しになりますけれども、国の支援と併せて県としての的確な支援も考えていただけて。暮らしを支援する大事な部門なので、先ほど大塚委員もおっしゃっていましたが、しっかりと働きやすい、働き続けられる体制をとっていかないと、年を重ねていった人が最後に御苦労されるというような状況ではいけないと思いますので、是非お願いします。

先ほど、閉会日に追加提案ということも含みを頂いて答弁を頂きましたけれども、全てのメニューについて遅滞なく進められるように併せてお願いを申し上げます。

病院のことについて伺いたします。補正予算の中で病院の支援も併せて議論がされていますが、病院の支援に関してはマスコミの報道を見ますと、都道府県を介さずに、逆に国から直接、病院に支援する流れが既に示されておりまして、どのようなスキームで国から病院への支援が行われるのか、まず仕組みについて伺いたしたいと思います。

藤坂医療政策課長

ただいま竹内委員より、国の補正予算の医療・介護等支援パッケージのうち、医療分野におけます賃上げ・物価上昇に対する支援事業についての概要ということで御質問を頂きました。

当事業につきましては、地域に必要な医療提供体制を確保するため、医療機関や薬局におけます従事者の処遇改善を支援するとともに、診療に必要な経費に係る物価上昇の影響に対する支援を行うものでございまして、病院でありますとか診療所、訪問看護ステーション、保険薬局を対象に全額国費で支援されるものでございます。

このうち病院につきましては、国が直接執行する予定であると伺っておりまして、基本部分として、まず病床1床当たり賃金分で8.4万円、物価分で11.1万円と計19.5万円の支援金が支給されると。

さらに、救急に対応する病院については、救急受入件数に応じて救急加算が行われる仕組みになっていると聞いております。

竹内義了委員

示されている方向性が病床1床当たり19万5,000円程度ということで、三好病院でいうと220床ぐらいだったと思いますけど、そうしたら4,000万円ぐらいと見込んでいいのでしょうか。

柴田病院局経営改革課長

今回の支援における三好病院分でございますけれども、基礎的支援につきましては先ほど医療政策課から説明がありましたように賃金分8.4万円、物価分11.1万円分ということで、それに病床数を掛けた形で私どもも見込んでおりますが、詳細な部分がまだ示されておりません。支援対象が許可病床であると今のところ考えておりますけれども、まだその辺は明確ではありませんが、今のところはそういった形で見込んでおります。

竹内義了委員

分かりました。実施時期についても、余り踏み込んだところまでは示されていないと受け止めますけれども、この間から議論がありますとおり、病院の経営が非常に大変な状況だと理解しますが、是非国からの支援を受けられるものはしっかりと受けていただいて、病院の経営改善につながるようお願いしたいと思います。

物価上昇でいえば、それぞれ地域の診療所やいろんな訪問看護も含めて大変な状況だろうと思いますので、これも県から支援ができる部分については遅滞なく御支援いただけるようお願いして、終わります。

元木章生委員

先ほど御報告のありました、あいランド推進協議会の県社会福祉協議会への事業譲渡について、まず詳しく教えていただけたらと思います。

37年間にわたりまして、県内の高齢者福祉ですとか地域福祉、そして健康づくりや県民の学びの場づくりに大きな貢献をしていただきましたあいランド推進協議会が、その長い歴史に幕を閉じ、県社会福祉協議会に統合されるということでもあります。

同協議会のこれまでの長きにわたる取組を振り返りながら、県民福祉の更なる向上につなげていくことが求められているのではないかと感じているところです。

つきましては、同協議会がこれまでに果たしてきた役割を県としてどのように総括し、これからの発展や事業の充実、強化につなげていくのか、お伺いさせていただきます。

島田長寿いきがい課長

元木委員から、あいランド推進協議会について御質問がございました。

あいランド推進協議会は、長寿社会づくりの推進に向けて、高齢者の生きがいと健康づくりを応援するために、厚生労働省が平成元年に策定したゴールドプランに基づき設置された都道府県レベルの組織でありまして、47都道府県全てに設置されております、明るい長寿社会づくり推進機構となっております。

あいランド推進協議会は、これまでもシルバー大学校でありますとか、また、とくしまねりんピックとかの事業を実施しておりまして、長寿社会づくりに貢献してきたところでございます。

この度の統合でございますが、時代のニーズに応じた長寿社会づくりをより強固にするために、社会福祉全般について受け持っております県社会福祉協議会に統合することによりまして、今後もより強固な長寿社会づくりに、将来にわたって貢献できると考えておるところでございます。

元木章生委員

福祉は人であると言われます。今回の組織統合によりまして事業効率化によるコストの縮減、あるいは組織力の強化などが予想される一方におきまして、この組織統合によって県社会福祉協議会の事業方針に沿っていないような事業が切り捨てられていくのではないかという懸念ですとか、あるいはあいランド推進協議会の職員さん、そしてまたその協議会に関わってこられた多くの関係者の方々が切り捨てられていくのではないかという気もいたしているところでございます。

そしてそういったことが、ひいては県民の高齢者福祉や健康、学び、こういったいろいろな福祉事業のサービスレベルの低下につながっていくのではないかと心配しているわけでございますけれども、今回の県社会福祉協議会への事業譲渡によるメリットとデメリットを県としてどのように分析しているのか、お伺いさせていただきます。

島田長寿いきがい課長

あいランド推進協議会が実施しておりました事業は、県社会福祉協議会にそのまま譲渡されることになっておりますので、事業内容については基本的に変わることはないと考えております。

メリットでございますが、県社会福祉協議会に統合することによりまして、県社会福祉協議会が持っておりますとくしまボランティア推進センターや、シルバー大学校とも実績のある徳島県福祉人材センターアイネットを所管しておりますので、より高齢者の社会参加の場が広がったと考えております。

元木章生委員

本県の高齢化率は、あいランド推進協議会が立ち上がった時期に比べましてかなり引き上げられている状況で、超高齢化社会は、まだこれから数十年続いていくのではないかと予測する中で、あいランド推進協議会がこれまでしてきた事業は県政の中でも本当に大事な役割を果たしていただいているし、これからもそうしていただきたいと願っているところでございます。

今回の事業譲渡によりまして、県民へのサービスが低下しないように県としてもしっかりと見守っていただきまして、県社会福祉協議会とも連携を密にしながら、県社会福祉協議会は飽くまでも一民間の事業体という側面もあると思いますので、公的な観点から県社会福祉協議会の取組を補っていただきまして、住民福祉の向上につなげていただけますようお願い申し上げます。

それと併せまして、この度の予算でも社会福祉法人連携・協働支援事業として、国主導により社会福祉連携法人の設立に向けた取組が進められているという報告がございました。

近年、県内の社会福祉事業を取り巻く環境は変化を続けておりまして、人口減少、長寿命化が進んでいる中で、人手不足や物価高、県民の価値観やライフスタイルの変化、そしてデジタル社会の到来に直面して、変化への対応が求められております。

特に核家族化が進んで、3世代同居家庭の減少や、一人暮らしの高齢者や、高齢者だけで暮らす世帯の方々が増加して、社会福祉法人に対する社会的なニーズも高まっていると感じております。

こういった社会の成熟化に対してきめ細かい県民サービスを進めていく必要がある中で、この事業が地域社会のニーズに社会福祉法人の資源をどの程度結び付けることができるか、その具体的な成果と事業を進めていく上での課題についてお伺いいたします。

杉友地域共生推進課長

この11月議会に提出しております社会福祉法人連携・協働支援事業についての御質問でございます。

この事業につきましては、地域福祉を支える社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力、また経営基盤の強化を図るため、社会福祉法人間の連携の促進、また社会福祉連携推進法人の設立の準備支援を促進するものでございます。

それで、社会福祉連携推進法人につきましては、複数の社会福祉法人が社員として参画する一般社団法人が社会福祉法に基づく認定を受けることにより設立されるものでございまして、これにより同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、例えば災害時の不測の事態が生じたときの緊急的な人員配置、また総務的な勤怠管理システムなどの共同導入、また法人間で共通する設備、また物資の一括調達など、スケールメリットを生かした法人運営が可能となるものでございます。

社会福祉法人の在り方について、県として今後どのように対応していくのかでございませうけれども、委員お話しのとおり、人口減少や急速な高齢化、また地域社会のぜい弱化など社会構造の変化に伴いまして、地域社会の抱える福祉ニーズがこれまで以上に多様化、複雑化することが想定されます。

また、生産年齢人口の減少による人手不足などの問題が更に深刻化するおそれがある中、社会福祉法人におきましては、例えばM&Aとか、あるいは事業譲渡など以外の選択肢の中の一つとして、こうした取組が浸透していくのではないかと考えており、こうした取組によりまして、地域における社会福祉が継続的に、安定的に運営されていくものと考えております。

県といたしましては、こうした社会福祉法人の新たな取組を今後ともしっかりと支援してまいりたいと考えております。

元木章生委員

災害時の取組ですとか、あるいは連携によるスケールメリットがあるといった御答弁であったと思います。

つきましては、今後、本事業を更に展開していくに当たりまして、特に重点を置く対象地域、またそれに対応する財政支援の見通しについてお伺いいたします。

杉友地域共生推進課長

ただいま元木委員から、対象地域や今後の支援についての御質問を頂いております。

今回の支援につきましては、国の補助事業10分の10を活用した支援でございます。国で今後、こういった形で財源措置がなされるかにつきましては、県といたしましては、国の動向をしっかりとアンテナを張って見守っていきたいと考えております。

また、対象地域におきましては、社会福祉法人がそれぞれの地域にございまして、それぞれの社会福祉法人の意向を踏まえながら、県としても対応していきたいと考えております。

元木章生委員

各社会福祉法人の意向に沿って主体性に委ねるといような話かと思っているところでございます。

社会福祉法人以外にも県内にはNPOですとか、企業、自治会など、多様な地域資源が存在しております。

この社会福祉法人連携・協働支援事業におきまして、これらの他分野、他主体との連携を強化、促進するための具体的な方策や計画がもしありましたら教えていただけたらと思います。

杉友地域共生推進課長

社会福祉法人を含めましたNPO法人などと連携した取組についての御質問でございます。

本県におきましては、今年度から孤独・孤立対策、また生活困窮対策を一元的に組織しております生活困窮者・孤独孤立対策支援プラットフォームを構成しております。そういったNPO団体、また社会福祉法人といった企業のネットワークと、地域のアウトリーチ支援をしっかりとしていこうというような連携を作って、今現在、正にその取組を進めているところでございます。

今後、こうした取組を活用しながら、地域への社会福祉の様々なニーズについて対応してまいりたいと考えております。

元木章生委員

将来的な人口予測ですとか社会的なニーズをしっかりと把握、研究、検討しながら、これからの社会福祉法人のあるべき姿を、県としてもしっかりと持っていていただきまして、適切な支援をしていただきたいと思います。

そしてまた、県は社会福祉法人に対しまして、定期的あるいはランダムに監査を行っておると思っておりますけれども、この監査についても、連携事業によりまして効率的な監査、そして相手方にとりましても受け入れやすい形で、監査の充実にもつなげていただきたいと思います。

最後に、診療報酬改定についてお伺いさせていただきたいと思います。

この度、厚生労働省の補正予算等を見ておりましても、診療報酬の改定見直しについて議論が進んでいると報道等で伺っております。

まず、次期診療報酬改定に向けまして、国において現在、どのような議論がなされているのか、お伺いさせていただきます。

藤坂医療政策課長

ただいま元木委員より、次期診療報酬改定に向けて、国でどのような議論がなされてい

るのかといった御質問を頂きました。

次期診療報酬改定に向けましては、国の社会保障審議会医療部会及び医療保険部会におきまして、令和8年度診療報酬改定の基本方針を策定いたしまして、また中央社会保険医療協議会、いわゆる中医協におきまして、基本方針に基づき具体的な診療報酬点数等に係る審議を行うことになってございます。

基本方針につきましては、去る12月9日に決定、公表されまして、改定の基本的視点と具体的方向性としたしまして4点示されておりまして、物価や賃金、人手不足等の医療機関等を取り巻く環境の変化への対応でありますとか、2040年頃を見据えた医療機関の機能分化等、地域包括ケアシステムの推進、安全・安心で質の高い医療の推進、効率化、適正化を通じた医療保険制度の安定的持続可能性の向上が示されたところでございます。

一方、中央社会保険医療協議会におきましては診療報酬改定に向けた議論が続いておりまして、去る12月10日の総会では、医師等を代表します診療側の委員から大幅なプラス改定が必要であるといった意見があったほか、保険者等を代表します支払側の委員からは適正化とセットでのメリハリのある対応が必要との意見陳述もあったところと承知いたしております。

元木章生委員

今、正に議論の真っ最中というような状況であるとの御答弁であったと思います。

まず、県内の医療機関の経営状況と、現行の診療報酬について、県としてどのように認識しているのか教えていただけたらと思います。

藤坂医療政策課長

ただいま委員より、医療機関の経営状況及び現在の診療報酬制度の認識について御質問を頂きました。

県内というより全国的な話になって恐縮なのですが、昨今の物価上昇、賃金高騰の影響を踏まえまして、各医療関係団体からは非常に厳しい経営状況が示されているところでございます。

具体的には、令和6年度決算におきまして、全国の公立病院の経常収支については3,952億円の赤字となって、病院の83%が赤字、全国の国立大学病院におきましても経常収支が286億円の赤字、民間病院につきましては経常収支が赤字となった病院の割合が61.2%まで拡大し、診療所におきましても経常収支が赤字の法人が39.2%ということで、各医療関係団体の発表からも、医療機関の経営が非常に厳しいものと認識いたしております。

続きまして、現行の診療報酬についての認識でございますが、令和6年度の診療報酬改定におきましては、医療従事者の賃金上昇を図るためのベースアップ評価料の創設でありますとか入院時の食費基準額の引上げなど、賃金上昇や物価高騰の影響を踏まえ、本体部分において改定率0.88%の引上げが行われたところでございます。

しかしながら、診療報酬改定後も賃金上昇、物価高騰等によります運営コストの上昇が続いておりまして、これらを公定価格でございます診療報酬により価格に転嫁することができず、保険医療機関においては非常に厳しい経営状況を強いられているものと認識いた

しております。

元木章生委員

今、県内の医療機関の厳しい経営状況について御説明を頂いたところでございます。

こういった状況を受けまして、11月21日に閣議決定された国の総合経済対策を踏まえ、国の補正予算において支援策が示されていると伺っておりますけれども、どのような支援策が計上されているのか、そして県として国の対策にどのように呼応していくおつもりであるのかお伺いいたします。

藤坂医療政策課長

ただいま、国の総合経済対策の閣議決定を経て編成された国の補正予算にどのような支援策が計上されているのか、そして県ではどう対応するのかといった御質問を頂きました。

一部、先ほどの美原課長からの答弁にも関わるところがございますが、国におきましては11月21日に閣議決定されました総合経済対策を踏まえまして、去る11月28日に物価高騰や中小企業等の賃上げ環境整備等に向けた重点支援地方交付金の拡充でありますとか、防災・減災・国土強靱化を推進する公共事業予算などを盛り込んだ総額18兆3,000億円の補正予算案を閣議決定したところでございます。

このうち医療分野につきましては、医療・介護等支援パッケージをはじめ各種の予算案が計上されておりまして、具体的には賃上げ・物価上昇に対する支援として5,341億円、医療分野におけます生産性向上に対する支援として200億円、病床の適正化に対する支援として3,490億円、出生数・患者数の減少等を踏まえ産科、小児科への支援として72億円などの事業が計上されたところでございます。

なお、県としましては現在、国の補正予算案の情報収集に努めておりまして、即時対応が可能なものについては今定例会の閉会日に補正予算案の追加提案ができるよう、庁内において鋭意検討を行っているところでございます。

元木章生委員

是非、国の対策をしっかりと見定めていただきまして、県としても県民のニーズに沿った形でしっかりと支援を強化していただきたいと思う次第でございます。

最後に、三好病院等についても先ほど質疑がありましたけれども、私からも少し伺いたいと思います。

今、県内においても医療機関の廃業ですとか、あるいは医師や看護師等、医療人材の方が忙し過ぎて体調を崩す方もいらっしゃるということを、住民の方からもお伺いいたしております。

こういう中で、医療を支える核として、県立病院に引き続き使命を果たしていただくためには、どうしても継続した人材の確保が不可欠であると考えております。

つきましては、県立病院の医療人材の確保と医師等の多忙感の解消、業務の効率化について、どのような施策を講じているのか、特に三好病院でどのような取組を行っているのか、併せてお伺いいたします。

春木病院局総務課長

ただいま元木委員より、県立病院における医師の確保について、どのように行っているのか、また特に三好病院での取組はどのようなのかという御質問を頂いております。

県立病院における医師の確保について、将来にわたって県民の皆様に安定的に質の高い医療を提供するためには、医師、看護師をはじめとする医療従事者を計画的に確保していく必要があると考えております。

医師につきましては、地域偏在や診療科偏在の課題もいわれているところでございまして、県立病院では徳島県地域医療支援センターと連携を密にし、三好病院や海部病院への地域特別枠の医師の配置や自治医科大学卒の医師の確保に努めているところでございます。

また、医師の待遇面では、三好病院、海部病院におきまして、平成25年度から両病院での勤務を評価した待遇改善を行っておりまして、免許取得後20年未満の両病院の医師につきましては、初任給調整手当を中央病院勤務の方より10万円以上のインセンティブを与えるようなこともしております。

また、医師の確保の困難な県南地域におきましては、令和6年度に徳島県サーフィン連盟と連携協定を締結し、サーフ・ホスピタルとして医療従事者の確保に向けた新たな取組を展開しているところでございまして、具体的には、去る11月2日に全国医療従事者サーフィン大会を開催しまして、職種としては医師、看護師、コメディカル職種の方を対象とした大会で、遠いところからは関東の埼玉県からも来ていただいたところでございます。

大会翌日には、こういった方々の希望者を対象に病院見学ツアーを実施しまして、県南部の公的医療機関を実際に巡っていただくなど、徳島でサーフィンと仕事を共に満喫する生活を送ることができるといったことをPRさせていただいたところでございます。

今後とも、県民の皆様へ安定的に医療サービスを提供するため、医療従事者の確保につながるよう取り組んでいきたいと思っております。

それと、特に三好病院におきましては、これまで単独の初期臨床研修医の育成をはじめ、徳島大学病院や中央病院等から多くの連携の研修を受け入れてきたところでございます。

令和6年度から新たな取組として、東京にある杏林大学との連携を強化するなど、医学生に向けた取組を充実させ、次世代の医療を担う若手医師の教育を加速させているところでございます。

具体的には、これまで徳島大学のみであった病院実習や病院見学を、杏林大学からも積極的に受け入れるために、旅費の助成でありますとか、医師公舎を宿泊所として無料提供し、令和6年度は3名、令和7年度も3名の実習生を受け入れているところでございます。

こうした地道な取組を通じまして研修医の確保につなげることにより、地域で学んだ学生が再び医師として三好病院に帰ってきてくれるような魅力ある病院を目指しまして、三好病院が学びを通じて地域医療の要となるよう、医師確保に向けて引き続きチャレンジを続けていきたいと考えております。

元木章生委員

県内におきましても、医師の不足状況というのは慢性的なテーマとなっていると思っております。

そして事前委員会等でも御説明いただきましたが、県立病院の赤字の問題につきまして

も、特に三好病院は赤字幅が大きいということ、そしてそういったことを背景にして外来棟の工事もストップしてしまったということで、県民の方からも多くの反響とか、もっと前に進めてほしいといった要望を頂いているところでございます。

先ほどの御答弁では、若手医師等への初任給の引上げですとかサーフ・ホスピタルの取組、そしてまた杏林大学からの学生さんの受入れ等の様々な取組をするなど、工夫していただいていると感じた次第でございますけれども、県におきましては、これからも県民医療最後の砦として、県立病院が本当の意味で県民の医療ニーズに応えられるような取組を継続してしっかりと進めていただきますよう、要望しておきたいと思っております。

井川龍二委員

今、徳島のインフルエンザの状況がどうなっているのか教えていただけますか。何か警報が出ているという話もありますし、現状を教えていただきたいと思っております。

佐藤感染症対策課長

県内のインフルエンザについての御質問を頂いたところでございます。

昨日11日、今シーズン初めて、県内全域におけるインフルエンザの、県内の定点医療機関33か所で確認された感染者数が、国の基準である30人を超えたものですから、インフルエンザ警報を発令したところでございます。

井川龍二委員

休校とか、学級閉鎖とか、そういうのも出ているのですか。

佐藤感染症対策課長

少し古いのですが、令和7年度、48週時点での累計で、学級閉鎖につきましては公立学校の臨時休業の状況ということで、教育委員会の発表でございますけれども、小学校が37例、中学校が7例、高等学校等も含めまして合計53例の臨時休業でございます。

井川龍二委員

感染症なので、なかなか防ぎようがないのかも分かりませんが、県庁でも十分に情報収集していただいて、万全な注意を払っていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

東条恭子委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

小休いたします。（11時45分）

東条恭子委員長

再開いたします。（11時46分）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

保健福祉部・病院局関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、保健福祉部・病院局関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第28号

以上で保健福祉部・病院局関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案は、いかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元の議事次第に記載の事件については閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって文教厚生委員会を閉会いたします。（11時47分）